

【新規】事業承継推進事業補助金の概要

1. 目的

本市の後継者問題の課題を抱える事業者の事業を継続させ、技術・サービス・雇用の喪失を防ぐとともに、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等を行うことで事業者の生産性を向上させ、更なる地域経済の活性化を推進する。

2. 対象者

【共通】

○申請時において事業承継の日から3年以内の者または事業承継を前提とした企業価値等の診断をする者。

○中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者、個人事業者並びに市長が必要と認める事業者。

【親族内承継】

○市内に本店または主たる事業所を置く代表者の親族であり、引き続き5年以上経過している市内の事業所を事業承継した者。



【従業員承継】

○市内の本店または主たる事業所で雇用される従業員であり、引き続き5年以上経過している市内の事業所を事業承継した者。



【第三者承継】

○5年以上事業を継続している市内の本店または主たる事業所を事業承継した者。



3. 事業の施行日

令和6年4月1日～（菊池市事業承継推進事業要綱）

4. 対象経費等

番号	対象経費	補助上限額(事業費)	対象者	承継方法	補助率	補助期間	備考
①	国の「事業承継・引継ぎ補助金（経営革新事業）」と同様 →店舗等借入費、設備費、謝金、外注費、委託費、広報費、旅費等	100万円 (200万円未満)	引継ぎ側	親族内従業員 第三者	2分の1	交付決定から6月	
②	企業価値や譲渡価格算定に要する診断費	30万円 (200万円未満)	引渡し側	親族内従業員 第三者	2分の1	一回限り	事業承継の前でも対象